

返戻金制度

被紹介者が自己都合による退職をした場合、もしくは被紹介者の責による解雇をされた場合には、受領した紹介手数料のうち、入社日(試用期間又は派遣就労期間がある場合にはその期間開始日)から起算して、下記期間に応じて返還することとする。

但し、被紹介者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

就 業 期 間	返 戻 金 の 割 合
1 ヶ月以内	75%
2 ヶ月以内	50%
3 ヶ月以内	25%

※原則としては上記のとおりだが、求人者との交渉の上、個別に返戻金を設定する場合がある。

許可番号 15 - ユ - 300109

事業所の名称及び所在地

株式会社シャインサービス 新潟市秋葉区古田 2 丁目 195 番地 1